

1. 議事日程第1号

(平成21年第7回大口町議会定例会)

平成21年6月3日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第42号 大口町まちづくり基本条例の制定についてから議案第54号 固定資産
評価員の選任についてまで、及び諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求
めることについて(提案説明)

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 吉田正 | 2番 | 田中一成 |
| 3番 | 柘植満 | 4番 | 岡孝夫 |
| 5番 | 宮田和美 | 6番 | 酒井廣治 |
| 7番 | 丹羽勉 | 8番 | 土田進 |
| 9番 | 鈴木喜博 | 10番 | 齊木一三 |
| 11番 | 吉田正輝 | 12番 | 木野春徳 |
| 13番 | 倉知敏美 | 14番 | 酒井久和 |
| 15番 | 宇野昌康 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|-----------------|-------|
| 町長 | 酒井 鉄 | 教育長 | 長屋 孝成 |
| 地域協働部長 | 大森 滋 | 健康福祉部長 | 村田 貞俊 |
| 建設部長 | 近藤 則義 | 総務部長 兼政策推進課長 | 森 進 |
| 生涯教育部長 | 三輪 恒久 | 会計管理者 | 星野 健一 |

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小 島 幹 久

議 会 事 務 局 長
次 長

佐 藤 幹 広

開会及び開議の宣告

議長（齊木一三君） ただいまから平成21年第7回大口町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程の順序に従い会議を進めます。

（午前 9時30分）

会議録署名議員の指名

議長（齊木一三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番 宮田和美議員、6番 酒井廣治議員を指名いたします。

会期の決定

議長（齊木一三君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より6月17日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（齊木一三君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月17日までの15日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付いたしました会期日程のとおりであります。

諸般の報告

議長（齊木一三君） 日程第3、諸般の報告を行います。

愛知県労働組合総連合議長 羽根克明氏ほか2団体の連名により、住民の暮らしを守り、公共サービスの充実、格差の是正、働くルールの確立、平和な世界の実現などを求める陳情書が提出されましたので、政府への要望事項のうち、記の1の中の1から3まで及び記の5は総務建設常任委員会へ、記の1の4及び記の2から記の4までは文教福祉常任委員会へ送付しました。

続いて、愛知県保険医協会理事長 荻野高敏氏から、乳幼児のヒブワクチン予防接種に関する陳情書及び乳幼児の肺炎球菌ワクチンに関する陳情書が提出されましたので、文教福祉常任委員会に送付しました。以上3件の陳情書の写しは、お手元に配付いたしております。

次に、本定例会説明員として、町長以下関係職員に対し、地方自治法第121条の規定により出席を求めておりますので報告をいたします。

次に、お手元に配付いたしております報告第1号 平成20年度大口町繰越明許費繰越計算書については、総務部長より報告願います。

総務部長。

総務部長兼政策推進課長（森 進君） 改めまして、おはようございます。

議長さんの指名をいただきましたので、報告第1号 平成20年度大口町繰越明許費繰越計算書について、報告をさせていただきます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

横長の様式になっております。一般会計で5件ございます。

まず、款2.総務費、項1.総務管理費、定額給付金給付事業であります。平成20年度2月補正（第6号）及び3月補正（第8号）で3億5,093万2,000円のうち3億4,876万1,862円を繰り越しました。その財源につきましては、ごらんとおりであります。

次に、款3.民生費、項2.児童福祉費、子育て応援特別手当事業であります。2月補正（第6号）及び3月補正（第8号）で1,471万2,000円のうち1,453万9,294円を繰り越したもので、その財源は、すべて特定財源でございます。

次に、款8.土木費、項2.道路橋りょう費、道路整備事業、これは県道小口岩倉線公共補償及び下小口97号線であります。4,926万7,376円のうち1,554万6,012円を繰り越しました。

次に、款8.土木費、項3.河川費、調整池整備事業、余野調整池であります。当初予算及び3月補正（第7号）で1億1,732万5,950円、この全額を繰り越したものであります。

最後に、款8.土木費、項4.都市計画費、国土調査事業、秋田・豊田地区であります。703万5,000円、全額を繰り越しいたしました。以上であります。

議長（齊木一三君） 以上で、諸般の報告を終わります。

議案第42号から議案第54号まで及び諮問第1号について（提案説明）

議長（齊木一三君） 日程第4、議案第42号 大口町まちづくり基本条例の制定についてから、議案第54号 固定資産評価員の選任についてまで及び諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 議長さんのお許しをいただきましたので、今回上程をさせていただきました議案の提案理由を説明させていただきます。

議案第42号 大口町まちづくり基本条例の制定についてであります。住民が地方自治の主権者であることを明らかにし、まちづくりの基本規範を定めるものであります。

次に、議案第43号 大口町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。介護納付金分及び後期高齢者支援金分の税率等の改正及び地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、改正するものであります。

議案第44号 大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。国土調査事業の認証にあわせて施行しました字区域及び名称地番の変更に伴い、改正をするものであります。

次に、議案第45号 職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、改正するものであります。

次に、議案第46号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ1,320万6,000円を増額し、総額87億7,520万6,000円とするものであります。

次に、議案第47号 平成21年度大口町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ103万円を増額し、総額8億5,028万6,000円とするものであります。

次に、議案第48号 尾張市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び尾張市町交通災害共済組合規約の変更について、議案第49号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、及び議案第50号 尾張農業共済事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び尾張農業共済事務組合規約の変更についてであります。いずれも、平成21年10月1日に西春日井郡春日町が清須市に編入合併されることに伴い、規約を改正するものであります。

次に、議案第51号 尾張土地開発公社定款の一部改正についてであります。尾張土地開発公社の設立団体、役員の数、基本財産の額等の変更及び公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正等に伴い、改正するものであります。

次に、議案第52号 大口町道路線の廃止について及び議案第53号 大口町道路線の認定についての両議案につきましては、町道路線の整備に伴い、それぞれ廃止、認定をするものであります。

次に、議案第54号 固定資産評価員の選任についてであります。固定資産評価員 尾関道弘氏の辞職に伴い、大口町竹田二丁目183番地、昭和26年9月2日生まれ、森進氏を後任に選任するものであります。地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。なお、森進氏の略歴書を添付いたしましたので、よろしく願いを申し上げます。

最後に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。人権擁護委員 長谷川哲也氏の任期が平成21年9月30日満了になることに伴い、大口町河北二丁

目407番地、昭和23年3月29日生まれ、仙田幹夫氏を後任に推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。なお、仙田幹夫氏の略歴書を添付させていただきましたので、よろしく願いをいたします。

以上、13議案、1諮問についての提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

議長（齊木一三君） それでは議案第42号について、地域協働部長、説明願います。

地域協働部長（大森 滋君） それでは、議案第42号 大口町まちづくり基本条例の制定についての提案説明をさせていただきます。

（仮称）町民参加条例策定会議は、平成19年7月からこれまで17回の会議を開くとともに、議会との懇談会、地区懇談会、住民団体へのグループインタビュー、町長との懇談、有識者との懇談、職員との懇談、フォーラムの開催などを行い、町民参加条例の検討を行ってきた結果、本議会に大口町まちづくり基本条例案として提案をさせていただきました。

この大口町まちづくり基本条例案策定の取り組みは、これまで10年にわたって大口町が進めてまいりました住民の参画と参加のまちづくりによる住民活動の進展を背景に、社会の変化に伴う多様化した住民の要望や、変容した政策課題に対応するものであるとともに、日本が縮小社会に向かう中で、大口町の地域の発展と継続、住民福祉の向上を図るための取り組みとして着手してきたものであります。また、このような社会の変化を見据えた第6次総合計画の中で位置づけられた課題に対する取り組みの一つとして着手したものであります。

策定作業の過程では、地区懇談会、住民団体へのグループインタビュー、職員との懇談、有識者との懇談等での意見を参考に、特に住民の皆様と行政及び職員の信頼関係の構築などに留意して取りまとめたものでございます。

策定作業の過程で、条例の性格を単なる「参加」ではなく「参加と協働を推進する」ためのものとする。町の憲法的な規範とする。大口町のまちづくりを参加と協働で進めるための規範とし、参加と協働の理念とともに参加と協働の制度についてもこの条例の中に位置づけていくという方向性が示されました。

それでは、条例案の説明に移らせていただきます。

前文では、条例を制定しようとする今日の時代背景と、これまでの大口町の取り組みを明らかにし、私たち住民が自立の精神と共助の精神を共有するとともに、この条例において、住民が地方自治の主権者であることを明らかにし、この条例を大口町の基本規範とすることを定めました。

第1条（条例の目的）に、参加と協働のまちづくりを推進する目的として、大口町の発展と福祉の向上に継続して取り組むことができるまちの実現を位置づけました。

第3条（まちづくりの基本的な考え）の第1項では、地方自治における主権は住民にあることを明らかにし、第3項では、地域自治組織が地域自治の実現に取り組むことが住民主権の地方自治をさらに確かなものにするものとし、第5項では、住民、議会、町の執行機関とともに地域自治組織も参加と協働のまちづくりを担うものとしたしました。

第4章においては、3条にわたり地域自治組織の位置づけを行いました。これらの規定に基づき、附則第2項の規定と相まって、今後、町の執行機関と地域自治組織とがともに地域自治組織のあり方について協議・検討していくという方針を持つということになります。

さきにも申し上げましたが、参加と協働の制度についてもこの条例の中に位置づけていくとの方角づけの中で、参加と協働の約束に基づく制度を第5章に規定するとともに、第6章に常設型の住民投票制度を位置づけました。

条例の施行日は、公布の日からといたしましたが、第5章、第6章と第29条の規定については、平成22年4月1日からの施行といたしました。

以上、大口町まちづくり基本条例案につきまして、議会の議決を賜りたく提案をするものであります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（齊木一三君） 続いて議案第43号及び議案第44号について、健康福祉部長、説明願います。

健康福祉部長（村田貞俊君） おはようございます。

議長さんの御指名を受けましたので、議案第43号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第44号 大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、内容説明をさせていただきます。

それでは議案第43号 大口町国民健康保険税条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。

1ページをお開きください。

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。大口町国民健康保険税条例（昭和41年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきますので、4ページ、5ページをお開きください。

今回の国民健康保険税条例の一部改正は、国民健康保険法施行令に規定する介護納付金及び後期高齢者支援金分の税率等の改正を行ったことによる、基礎課税額から減額する額の変更及び地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことによる附則部分について、改正を行うものであります。

まず、第28条第1項につきましては、介護納付金課税額の限度額について「9万円」を「10

万円」とし、同条第1項1号から3号に係る後期高齢者支援金の基礎課税額の減額額を、均等割額については「5,040円」を「5,460円」に、「3,600円」を「3,900円」に、「1,440円」を「1,560円」とし、世帯別平等割額の減額額については、特定世帯以外については「4,200円」を「5,040円」に、「3,000円」を「3,600円」に、「1,200円」を「1,440円」とし、特定世帯にあつては「2,100円」を「2,520円」に、「1,500円」を「1,800円」に、「600円」を「720円」に改めるものであります。

第28条第2項につきましては、2割軽減は申請行為が必要でありましたが、法の中で定められ、職権で軽減を適用させることができるようになりましたので、被保険者の方が軽減の申請をする必要がなくなりましたので、これを削るものであります。

6ページをお開きください。

附則第4項につきましては、公的年金等に係る国民健康保険税の課税の特例について規定しており、本文中の「28条第1項」を「28条」に改めるものであります。

改正前の附則第5項につきましては、附則第6項とし、新たに第5項として上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例を設けるものであります。

これは、今回の地方税法の改正で、上場株式等に係る配当所得の申告については、従来であれば総合課税となっていました。今回の改正により、配当について申告した場合、総合課税あるいは申告分離課税を選択できることになりました。これにより、申告分離課税を選択した場合の国民健康保険税の算定の際の所得に加える規定を追加するものであります。

7ページをお開きください。

附則第6項につきましては、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例本文中、「第28条第1項」を「第28条」に改め、租税特別措置法第35条の2第1項で、土地等の長期譲渡に係る特別控除が創設されたことにより、これを加えるものであります。

7ページから8ページにわたりますが、改正前の附則第6項を第7項とし、附則第6項の改正を受け、読みかえ規定の整理をするものであります。

8ページをお開きください。

改正前の附則第7項を附則第8項とし、株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例本文中、「第28条第1項」を「第28条」に改め、「株式等に係る譲渡所得の金額」を「株式等に係る譲渡所得等の金額」と改めるものであります。

9ページをお開きください。

改正前の附則第8項を附則第10項とし、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例本文中、「租税特別措置法附則第35条の2の6第7項」を「租税特別措置法附則第35条の2の6第15項」に、その規定の適用を受ける場合における前項の規定を附則

第 8 項に改めるものであります。

改正前の附則第 9 項を附則第11項とし、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例につきましては、租税特別措置法附則第35条の 3 第13項の規定の適用を受ける場合における第 7 項の規定の適用を第 8 項に改めるものであります。

8 ページから 9 ページにわたりますが、附則第 9 項につきましては、新たに上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例を設けるものであります。その内容は、地方税法の改正により、上場株式等に係る譲渡損失の金額と、申告分離課税を行った場合に上場株式等に係る配当所得との間で損益通算することができる特例が創設されたため、これを規定するものであります。

同じく、9 ページから10ページにわたりますが、改正前の附則第10項を附則第12項とし、変更の内容としましては、先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例本文中、租税特別措置法附則に規定する事業所得、雑所得に今回一定の有価証券の譲渡所得を加え、「第28条第 1 項」を「第28条」に改めるものであります。

10ページをお開きください。

改正前の「附則第11項」を「第13項」とします。

10ページから12ページに示されています改正前の附則第12項から第14項までをそれぞれ 2 項繰り下げ、第14項から第16項とし、変更の内容は附則本文中の「第28条第 1 項」を「第28条」に改めるものであります。

2 ページにお戻りください。

附則、第 1 項、この条例は、公布の日から施行し、改正後の大口町国民健康保険税条例の規定は平成21年 4 月 1 日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 号、附則第 4 項の次に 1 項を加える改正規定、附則第 5 項の改正規定（同項を附則第 6 項とする部分に限る。）、附則第 6 項の改正規定（同項を附則第 7 項とする部分に限る。）、附則第 7 項の改正規定（同項を附則第 8 項とする部分に限る。）、同項の次に 1 項を加える改正規定、附則第 8 項及び第 9 項の改正規定、附則第10項の改正規定（同項を附則第12項とする部分に限る。）、附則第11項の改正規定、附則第12項の改正規定（同項を附則第14項とする部分に限る。）、附則第13項の改正規定（同項を附則第15項とする部分に限る。）並びに附則第14項の改正規定（同項を附則第16項とする部分に限る。）、平成22年 1 月 1 日。

2 号、附則第 5 項の改正規定（「35条第 1 項」の次に「、35条の 2 第 1 項」を加える部分に限る。）及び附則第 6 項の改正規定（同項を附則第 7 項とする部分を除く。）、平成22年 4 月 1 日。

3号、附則第10項の改正規定（「法附則第35条の4第4項の事業所得」の次に「、譲渡所得」を加える部分に限る。）、平成23年1月1日。

2項、改正後の大口町国民健康保険税条例第28条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

13ページ、14ページに大口町国民健康保険税条例の一部改正要旨を添付させていただきましたので、御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第43号 大口町国民健康保険税条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第44号 大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。

1ページをお開きください。

大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例（平成11年大口町条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中、「大字余野字寺浦215番地」を「さつきヶ丘二丁目226番地」に改める。

改正の内容につきましては、平成21年3月27日に施行されました字区域及び名称地番変更によって、大字余野の一部、さつきヶ丘地区が新しい地番に変わりました。

2ページの新旧対照表をお開きください。

これによって、別表で定められているさつきヶ丘児童広場の位置を新しい地番に改正するものであります。

1ページにお戻りください。

附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の規定は平成21年3月27日から適用する。

以上で、議案第44号 大口町児童厚生施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についての説明といたします。

議長（齊木一三君） 続いて議案第45号及び議案第46号について、総務部長、説明願います。

総務部長兼政策推進課長（森 進君） それでは、議案第45号 職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について及び議案第46号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

まず、議案第45号 職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1 ページをお願いします。

まず、この条例は、地方公務員法で規定されている職務に専念する義務の特例について定めたもので、職員がその職務に専念する義務を免除される場合を定めています。

今回の改正は、この職務に専念する義務の免除を行える任命権者に県費負担教職員についての規定を追加し、教育委員会が行うことができることとするもので、この取り扱いについては、既に県より教育委員会に通知がされており、改正後の取り扱いが行われているものを条例に明文化するというものでございます。

職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例。職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和45年大口市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中、「任命権者」の次に「（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員にあっては、教育委員会）」を加える。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

なお、2 ページには新旧対照表を記載しました。

以上で、議案第45号 職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第46号 平成21年度大口市一般会計補正予算（第2号）について、その内容の説明をさせていただきます。

事項別明細書7 ページ、8 ページをお開きください。

歳入、款13.国庫支出金、項2.国庫補助金、目2.衛生費国庫補助金、補正額として819万円の減額であります。その内容は、妊婦健康診査に係る補助金が、国の第2次補正により一たん県に交付され、それから市町村に交付されることとなりましたので、当初予算で計上しました819万円を全額減額し、同額を県補助金に計上するものであります。

項3.委託金、目1.総務費委託金、補正額として204万7,000円の計上であります。その内容は、国民投票法の規定による投票人名簿作成のための電算システム構築の委託金で、平成21年度及び22年度の2 ヲ年で315万円交付されるもので、本年度分として204万7,000円を新規計上いたしました。

また、これに関連をしまして3 ページ、債務負担行為の補正もあわせてお願いをするものです。

款14.県支出金、項2.県補助金、目2.民生費県補助金、補正額として53万2,000円の増額であります。その内容は、障害者自立支援特別対策事業費補助金の追加であります。

目3.衛生費県補助金、補正額として819万円の計上であります。その内容は、妊婦健康診査支援基金事業補助金で、国庫補助金を組み替えるものであります。

目4.労働費県補助金、補正額として324万7,000円の減額であります。その内容は、失業対策として、20年度補正予算から継続して21年度当初予算で計上をしました緊急雇用創出事業について、補助金の交付決定を受けましたので、724万7,000円を減額することと、新規にふるさと雇用再生特別基金事業補助金400万円を計上するものであります。

項3.委託金、目5.教育費委託金、補正額として40万円の計上であります。その内容は、大口北小学校で取り組まれる地域に働きかける学校づくり推進事業の委託金であります。

款17.繰入金、項1.基金繰入金、目1.財政調整基金繰入金、補正額として1,000万円の増額であります。その内容は、今回の第2号補正予算の財源として財政調整基金を1,000万円取り崩すもので、財政調整基金の残高は14億円ほどとなります。

目4.フレンドシップ継承事業基金繰入金、補正額として68万円の減額であります。その内容は、海外派遣事業について、参加者の自己負担分を予算計上することに伴い、減額をするものであります。

9ページ、10ページをお願いします。

款19.諸収入、項3.目4.雑入、補正額として415万4,000円の計上であります。その内容は、消防団員退職報償金の追加70万4,000円、並びに新規にコミュニティー助成金250万円及び海外派遣事業に伴う高校生と大学生の自己負担金95万円であります。

11ページ、12ページ、歳出に移ります。

歳出、款2.総務費、項1.総務管理費、目1.行政管理費のうち、非核平和推進事業として当初予算に計上しました予算のうち、70万円について19節補助金を減額し、13節委託料及び11節需用費に組み替えるものです。

目7.電子計算費、国庫委託金の補正に伴う財源補正であります。

目8.住民自治費、補正額として250万円の増額であります。20年度の区長会において秋田区より要望があり、財団法人自治総合センターからの補助金を秋田区へ交付するものであります。

目10.広報費、補正額として92万4,000円の増額であります。現在、協働委託している大口町NPO登録団体ZOOM(ズーム)に広報編集委託料を追加するものであります。

目11.地域振興費、補正額として31万2,000円の増額であります。その内容は、まちづくり活動事業で町民活動センター事務管理をまかせてネットへ委託し、45万円を予算計上することに伴い、一般管理事業で計上しておりました11節需用費及び14節賃借料を減額することと、フレンドシップ継承事業で海外派遣交付金で計上していた450万円を全額減額し、13節委託料として計上することと合わせて特別旅費24万8,000円の新規計上であります。

13ページ、14ページをお願いします。

款3.民生費、項1.社会福祉費、目1.社会福祉総務費、補正額として192万5,000円の増額であ

ります。その内容は、社会福祉協議会への町職員の派遣継続に伴う人件費差額分を補助金として追加するものです。

目2.高齢者福祉費、補正額として221万2,000円の増額であります。その内容は、コミュニティー・ワークセンターの事務局長がかわったこと等に伴い、不足となる人件費を補助金として追加することと、介護保険特別会計への繰出金の追加であります。

目3.障がい者福祉費、補正額として23万9,000円の増額であります。障害者自立支援事業で講演会を開催することとしたことに伴う計上であります。

款4.衛生費、項1.保健衛生費、目3.母子保健費、妊婦健康診査補助金を国庫から県費に組み替えることに伴う財源補正であります。

15ページ、16ページをお願いします。

款5.労働費、項2.失業対策費、目1.一般失業対策事業費。失業対策に伴う県補助金の交付決定に伴う財源補正であります。

款7.項1.商工費、目1.商工振興費、補正額として299万2,000円の増額であります。その内容は、本年4月、商工会局長の異動に伴い、人件費の差額分を補助金として追加するものであります。

款9.項1.消防費、目1.非常備消防費、補正額として70万4,000円の増額であります。その内容は、消防団退団者3名の退職報償金の追加であります。

17ページ、18ページをお願いします。

目2.消防施設費及び目3.災害対策費の補正につきましては、標識の設置工事費等34万6,000円の組み替えであります。

款10.教育費、項2.小学校費、目1.学校管理費、補正額として40万円の計上であります。北小学校への地域に働きかける学校づくり推進事業委託料であります。県下で同様な事業が小中学校18校で取り組まれます。

項3.中学校費、目1.学校管理費、補正額として400万円の計上であります。この事業では大きく二つを考えており、一つは、情報教育の推進に伴う授業支援や学習活動支援で、その内容として、コンピューターを使った体験活動、コンピューター授業の学習指導、教員と一緒にあったわかりやすい授業づくりなど。二つには、校内巡回による教員への支援、生徒間のトラブルの未然防止等に取り組むものであります。

款14.項1.目1.予備費、補正額として316万1,000円の減額であります。

3ページへお戻りください。

第2表 債務負担行為、電算システム開発委託料、期間は平成22年度、限度額は110万3,000円、憲法改正国民投票法による投票人名簿を調製するため、投票人名簿システム構築に伴う交

付金のうち、債務負担行為として平成22年度、110万3,000円を限度で、あわせて補正をお願いするもので、19ページ、20ページにはこれに関する調書を添付いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、議案第46号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

議長（齊木一三君） 続いて議案第47号について、健康福祉部長、説明願います。

健康福祉部長（村田貞俊君） 議長さんの御指名を受けましたので、議案第47号 平成21年度大口町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、事項別明細書により説明させていただきます。

8ページ、9ページをお開きください。

款1.総務費、項2.介護認定審査会費、目2.認定調査等費、補正額としましては103万円の増額をお願いするもので、その内容につきましては、21年度より施行される第4期介護保険計画に基づく事業の円滑な事務運営に当たり、臨時職員が必要となり、1名を臨時職員として雇用しているものであります。

6ページ、7ページをお開きください。

款6.繰入金、項1.一般会計繰入金、目1.その他一般会計繰入金。補正額としましては、歳出に計上しました臨時職員賃金に係る財源として103万円を一般会計から繰り入れするものであります。

以上で、議案第47号 平成21年度大口町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

議長（齊木一三君） 続きまして議案第48号について、地域協働部長、説明願います。

地域協働部長（大森 滋君） それでは、議案第48号 尾張市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び尾張市町交通災害共済組合規約の変更についての提案説明をさせていただきます。

これまで、尾張市町交通災害共済組合を構成しておりました西春日井郡春日町が、平成21年10月1日に清須市に編入されることに伴い、組合規約等の改正が必要になるため、提案をさせていただきます。

以上で、尾張市町交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び尾張市町交通災害共済組合規約の変更につきまして、議会の議決を賜りたく、提案をするものであります。よろしくお願いたします。

議長（齊木一三君） 続いて議案第49号について、健康福祉部長、説明願います。

健康福祉部長（村田貞俊君） それでは、議案第49号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織

する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、その内容を説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約。愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）の一部を次のように改正する。

別表第2中、「、春日町」を削る。

改正の内容につきましては、平成21年10月1日に、市町村合併によって春日町が清須市に編入されます。これによって、別表第2で定められている選挙区分2の選挙区市町村の春日町を削るものであります。

附則、この規約は、平成21年10月1日から施行する。

以上で、議案第49号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての説明とさせていただきます。

議長（齊木一三君） 続いて議案第50号について、建設部長、説明願います。

建設部長（近藤則義君） 改めて、おはようございます。

それでは、議案第50号 尾張農業共済事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び尾張農業共済事務組合規約の変更について、その内容を説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

尾張農業共済事務組合規約の一部を改正する規約。尾張農業共済事務組合規約（平成15年2月12日愛知県知事許可）の一部を次のように改正する。

2 ページの新旧対照表で説明させていただきますので、よろしく願います。

第2条は、組合を組織する地方公共団体を規定しており、春日町が清須市に本年10月1日に編入されることにより「、春日町」を削り、組合構成市町を19市町から18市町にするものであります。

第5条は、議会の組織及び議員の選挙を規定しており、定数を「27人」から「26人」に改めるものであります。

第8条は、執行機関の組織及び選任を規定しており、第8条第3項第3号、第3区の組合市町のうち「、春日町」を削り、4市町から3市町にするものであります。

1 ページをお願いいたします。

附則、この規約は、平成21年10月1日から施行する。

以上で、議案第50号 尾張農業共済事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び尾張農業共済事務組合規約の変更についての説明とさせていただきます。

議長（齊木一三君） 続いて議案第51号について、総務部長、説明願います。

総務部長兼政策推進課長（森 進君） それでは、議案第51号 尾張土地開発公社定款の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1 ページをお願いします。

尾張土地開発公社定款の一部を改正する定款。尾張土地開発公社定款（昭和48年3月28日施行）の一部を次のように改正する。

2 ページ、新旧対照表をお願いします。

尾張土地開発公社の今回の定款の一部改正につきましては、先ほど来それぞれ説明をしておりますが、西春日井郡春日町が本年の10月1日に清須市に編入合併されることに伴い、第3条、設立団体から削除し、それに伴う第6条、役員のうち、理事の数を1人減の「8名」とし、第21条、資産のうち、基本財産を設立団体1団体分の300万円減額し、2,400万円とすることです。

次に第7条、役員の職務及び権限についての規定については、公益法人制度改革に伴う公有地の拡大の推進に関する法律及び民法の一部改正に伴い、改正を行うものであります。

次に第17条、議決事項及び第24条、財務諸表の規定については、地方公会計改革で地方公共団体に求められた新地方行革指針等に基づき、バランスシート及び行政コスト計算書の活用等を一層進めるとともに、公営企業や第三セクター等を含めた連結バランスシートの作成、公表に積極的に取り組むため、キャッシュ・フロー計算書を追加するものであります。

さらに、郵政民営化に伴い、第26条の余裕金の運用について字句の改正を行うものです。

1 ページへお戻りください。

附則、この定款は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第3条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする改正規定並びに第6条第1号及び第21条第2項の改正規定は、平成21年10月1日から施行する。

以上で、議案第51号 尾張土地開発公社定款の一部改正についての説明とさせていただきます。

議長（齊木一三君） 続きまして、議案第52号及び議案第53号について、建設部長、説明願います。

建設部長（近藤則義君） それでは、議案第52号 大口町道路線の廃止についての内容の説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

路線番号932、路線名、町道外坪32号線、起点、外坪一丁目40番地先、終点、外坪一丁目31番地先。

なお、裏面は図面となっておりますので、後ほどごらんいただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第52号の説明とさせていただきます。

続いて議案第53号 大口町道路線の認定についての内容の説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

路線番号932、路線名、町道外坪32号線、起点、外坪一丁目40番地先、終点、外坪一丁目48番地先。

路線番号204、路線名、町道河北104号線、起点、河北二丁目442番 1 地先、終点、河北二丁目444番 5 地先。

なお、2 ページ、3 ページには図面を添付しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第53号の説明とさせていただきます。

議長（齊木一三君） これをもって提案理由の説明を終了いたします。

散会の宣告

議長（齊木一三君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日は議案精読のため休会とし、6月5日金曜日午前9時30分から本会議を再開し、議案に対する質疑を行います。

本日は、これをもって散会といたします。

なお、一般質問の締め切りは、明日4日の正午となっております。時間厳守にてお願いをいたします。

（午前10時35分）

